

---

## 西多摩衛生組合と羽村・瑞穂両地元協議会との「公害防止協定」調印式について

---

平成 31 年 5 月 8 日（水）、西多摩衛生組合は、羽村九町内会自治会生活環境保全協議会および瑞穂町環境問題連絡協議会の 2 団体と新たな「公害防止協定」を締結いたします。調印式を次のとおり行いますので、お知らせします。

### 【調印式】

日 時 平成 31 年 5 月 8 日（水） 午前 9 時 30 分  
会 場 羽村市役所 東庁舎 3 階 市長室  
次 第 (1) 経過説明  
(2) 協定書朗読  
(3) 協定書署名（写真撮影）  
(4) 主催者あいさつ

参加者 西多摩衛生組合管理者・事務局職員  
羽村九町内会自治会生活環境保全協議会会長  
瑞穂町環境問題連絡協議会会長

### 【協定の趣旨】

青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町の可燃ごみを共同処理する西多摩衛生組合は、平成 10 年の環境センター供用開始に伴い、周辺住民で組織する羽村九町内会自治会生活環境保全協議会および瑞穂町環境問題連絡協議会と公害防止協定を取り交わしました。この協定は、清掃工場の操業に関して法規制より厳しい自主規制を定めることで、周辺住民の生活環境の保全に重要な役割を果たしてきました。

本年 5 月、組合と両協議会はこれまでの協定を全面改定し、ダイオキシン類の自主規制値を 0.05ng-TEQ/m<sup>3</sup>N（改定前の 10 分の 1）とすることなどを盛り込んだ新たな公害防止協定を締結します。この協定は、環境センターの長寿命化計画などに伴う周辺住民とのこれまでの意見交換を踏まえたもので、組合と両協議会が協働する中、当組合は一層の環境負荷の低減に取り組んでいきます。

### ※ 地元協議会について

羽村九町内会自治会生活環境保全協議会および瑞穂町環境問題連絡協議会は、現在の環境センターの建設に伴い、組合の所在地（羽村市及び瑞穂町）に隣接する周辺住民により、組合との交渉窓口として設立された協議会です。

【問合せ】 西多摩衛生組合 TEL : 042-554-2409 FAX : 042-554-2426